

衆議院

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）作成の手引き

【令和5・6年度版】

一般競争（指名競争）参加資格審査について

衆議院には国会議事堂をはじめとする様々な施設があります。

衆議院営繕課・電気施設課はこれらの施設の機能を保ち、また必要に応じ向上させていくことにより、国会の円滑な議会運営を支えていくことを目的としています。

衆議院の発注する工事は、議会運営の一翼を担っている重要な公共事業であり、その発注に当たっては、優良な建設業者を選定し、契約内容の適正な履行を確保することが求められています。

そこで、衆議院の発注する工事では工事を受注するにふさわしい優良な建設業者の選定を行うための一環として、資格審査を行った上、有資格者名簿に登録する制度を実施しています。

衆議院の工事の受注を希望する業者は、前述の「有資格者名簿」に登録される必要があります。

有資格者名簿は2年ごとに更新されますので、以下の要領により登録の申請をお願いします。

◎申請書類等の提出について

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減及び感染拡大を防止するため、衆議院では「競争参加資格審査申請」は郵送による受付のみとさせていただきます。

また、今回から申請書類は紙ではなく、電子ファイル化したものをCD-Rに格納したものを郵送により提出していただく方式になりますのでご了承ください。

なお、様式等の印刷物による配布、販売は行っておりませんのでご了承ください。

特別な事情により、データによる提出が困難な方はご連絡ください。

・登録までの流れ

- ① 申請書をダウンロード
- ② 申請書に入力
- ③ 添付書類をPDFにして②の申請書（Excelデータ）と共にCD-Rに格納
- ④ 内容を確認し、ウィルススキャンを実施
- ⑤ 衆議院に提出（郵送）
- ⑥ 申請書類等の審査、工事種別ごとに総合点数を算定、有資格者名簿作成
- ⑦ 申請者に資格決定通知書を送付

申請書類は、掲載している様式をダウンロードし、必要事項を入力し、PDF による添付資料と共に CD-R に格納し、下記の送付先に必ずレターパック又は記録の残る郵便（簡易書留、特定記録郵便）で提出してください。

その際、入力内容に間違いがないか、また、保存が確実にされているか再度確認してください。

【申請書及び添付書類の一覧】

1. 競争参加資格審査申請書（建設工事）
2. 総合評定値通知書の写し
3. 業態調書（その 1～3）
4. 営業所一覧表
5. 工事経歴書
6. 納税証明書（その 3 の 3 - 未納税額のない証明用）の写し（電子証明可）
7. 建設共同企業体協定書の写し（申請者が経常建設共同企業体の場合）
8. 共同企業体等調書（申請者が経常建設共同企業体又は官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合）
9. 委任状（行政書士等が代理申請する場合のみ提出が必要）
10. 返信用封筒（84 円分の郵便切手を貼付したもの）

* 上記の 1、3～5 はダウンロードしたファイルに入力してください。

* 上記の 2、6 は書類を PDF にして添付してください。

* 上記の 7、8 は共同企業体として申請する場合 PDF にして添付してください。

* 上記の 9 は正本を提出してください。

送付時の封筒宛名の記載等は別添「令和 5・6 年度競争参加資格審査申請（建設工事）について」を参照し作成してください。

【送付先】

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1 衆議院庶務部営繕課契約係

*** 庁舎窓口での受付は致しませんのでご注意ください。**

◎ セキュリティ確保のため、CD-R にデータの格納が完了したら必ずウイルススキャンを実施してからお送りください。

提出された内容の不備やデータ異常がありますと受理できませんので十分に確認をしてください。

・有資格者名簿の公表

平成13年4月1日より「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)が制定され、入札及び契約過程等の一層の透明化を目指す観点から、「有資格者名簿」を衆議院ホームページの調達情報に公表しています。

公表の内容

- ・等級区分
- ・商号又は名称及び住所
- ・役職及び代表者氏名

・申請書を提出できない方

次の欠格要件に該当する方は、資格審査申請書を提出できません。

なお、建設業法第3条の規定に基づき許可を受けている場合でも、建設業法の建設工事の種類が衆議院の工事種別に対応していない方や工事種別に対応した建設業法の建設工事の種類について経営事項審査を受けていない方は、その工事種別の登録を希望することはできませんので注意してください。

・欠格要件

会計法(昭和22年法律第35号)に基づき、衆議院の発注する工事においては、以下に掲げる項目に該当する者は、一般競争(指名競争)参加資格を有しないこととしています。

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条に該当する者
 - イ 当該契約を締結する能力を有しない者
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条 第1項各号に掲げる者
 - 一 指定暴力団員
 - 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
 - 三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
 - 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)
- ② 予算決算及び会計令第71条第1項各号に該当すると認められる者
 - イ 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ハ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

へ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。

ト イ～へにより一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- ③ 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- ④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データの中の重要な事項に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者
- ⑤ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による許可及び同法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受けていない者

・申請にあたって必要な経営事項審査について

公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、少額の建設工事の場合等を除き、経営事項審査を受けることが義務づけられています。工事の請負契約を締結することができるのは、経営事項審査を受けた後その経営事項審査の申請の直前の営業年度終了の日（以下「審査基準日」という。）から 1 年 7 月の間に限られています。したがって、毎年、公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から 1 年 7 月間の「工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要になります。

* 申請書類の記載事項の基準日は、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前に受けた経営事項審査の審査基準日（ただし、「営業所一覧表」は申請日現在）とします。

・申請書の押印

行政書士等による代理申請に係る委任状以外の申請書類に押印は不要です。

1 申請書（建設工事）の作成方法（書式をダウンロードして入力）

* 申請書類に用いる文字は J I S 第一水準・第二水準に規定されているものとします。

それ以外の漢字は、類似漢字若しくは仮名に置き換えてください。

(1) 「01 1 新規 / 2 更新」欄は、該当する申請区分の番号（1 又は 2）に○印を付けてください。

なお、（1 新規）とは、衆議院に対して過去に何度か申請したことがあっても、前回（平成 31・32 年度）の申請をおこなっていない場合です。

(2) 「02 建設業許可番号」欄は、許可を受けている建設業の番号（8 桁）を総合評定値通知書（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第 1 項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。）から転記してください。

(3) 「03 適格組合証明」欄は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項第 4 号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載してください。

(4) 「05 法人番号」欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 58 条第 1 項又は第 2 項の規定により法人番号の指定を受けた者に、国税庁長官から通知された 13 桁の法人番号を記載してください。

(5) フリガナの欄は、カタカナで記載してください。

(6) 「07 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字は、下表の略号を用いてください。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	経常建設共同企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)
種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人				
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)				

- (7) 「15 外資状況」欄は、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に○印を付するとともに、
[] 内に外国名を、() 内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。
なお、「2 日本国籍会社（外資比率 100%）」とは 100 パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社を言います。
- (8) 「16 営業年数」欄は、競争への参加を希望する工事の種類（以下「競争参加資格希望工種」という。）に係る建設業の許可又は登録を受けて事業を開始した日（2 業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を排除した期間（1 年未満切捨て）を記載します。
なお、共同企業体の場合は同算定方法による各構成員の平均年数（1 年未満切捨て）を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は同算定方法による組合及び審査対象者の平均年数（1 年未満切捨て）を記載します。
- (9) 「17 総職員数」欄は、基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のもの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のもの数を加えた数を記載します。
- (10) 「18 設立年月日（和暦）」欄は、登記事項証明書記載の設立年月日を記載してください。
- (11) 「19 みなし大企業」欄は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「□下記のいずれかに該当する」にレ点を入れ、上記に該当しない場合は「□該当しない」にレ点を入れてください。
- (12) 「20 完成工事高」の各欄は、次により記載してください。
「資格希望工種」欄は、参加を希望する工種に必ず○印を付してください。
「②年間平均完成工事高」欄は競争参加資格希望工種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を記載するほか、これら以外の完成工事高を「①競争参加資格希望工種区分」欄のその他に一括して計上してください。
なお、個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合

等にあつては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績を含めた完成工事高を記載してください。

(ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。)

また、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高合計金額をそれぞれ記載してください。

なお、「②年間平均完成工事高」は、総合評定値通知書における「年平均」と同じとなります。

2 添付書類の作成方法

(1) 総合評定値通知書の写し (PDF にして提出)

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限ります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証する書類(社会保険料納入証明書、領収証書の写し等)を併せて提出してください。

なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書の写しをそれぞれ提出してください。(審査基準日が令和元年6月30日以降のものに限ります。)

(2) 業態調書 (書式をダウンロードして入力)

「その3」に該当がない場合は該当なしと記載してください。

(3) 営業所一覧表 (書式をダウンロードして入力、PDF でも可)

この様式は申請日現在で作成するとともに、様式の末尾にある記載要領に従って記載してください。

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長してください。

(4) 工事経歴書 (書式をダウンロードして入力、PDF でも可)

この様式は、様式の末尾にある記載要領に従って記載してください。なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長してください。また、工事経歴書の作成に当たっては、共同企業体の場合は共同企業体として施工した工事及び各構成員が施工した工事について、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合として施工した工事及び審査対象者が施工した工事について、それぞれ記載してください。なお、本様式は経営規模等評価申請書に添付した工事経歴書の写しで代替することができます。

(5) **納税証明書の写し (PDF にして提出)**

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書(その3の3 未納税額のない証明用)の写しを提出してください。(証明年月日が申請書提出時から3か月以内のものに限ります。)

(6) **建設共同企業体協定書の写し *建設共同企業体として申請の場合**

建設事業を共同連帯(JV)として営むことを目的として定めた構成員の協定書の写しを提出してください。

(7) **共同企業体等調書 *共同企業体及び官公需適格組合による申請の場合**

共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する申請者が提出するものであり、共同企業体の場合及び官公需適格組合にあっては組合のほか審査対象者が4事業者までの場合(以下「A者の場合」という。)は、共同企業体等調書(その1及びその3)を作成し、これを超える事業者からなる場合は、共同企業体等調書(その1からその4)を作成して提出してください。

各欄は、次により記載してください。

- ① 「技術職員数」欄は、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事の種類別の技術職員数を、共同企業体は構成員ごとに、官公需適格組合は組合及び審査対象者ごとに、1級、講習受講、基幹、2級及びその他の「①」から「⑩」の各欄にそれぞれ転記し、その合計数値を「計」欄に記載してください。また、A者の場合は、①から⑤までの各欄の合計数値を「⑥or計」欄に記載してください。
- ② 「自己資本額及び利益額」欄は、総合評定値通知書の「自己資本額」欄に記載されている金額を上段、「利益額」欄に記載されている数値を下段にそれぞれ上記①の区分により転記してください。また、「⑥or計」欄及び「計」欄も上記①の方法により記載してください。
- ③ 「経営状況」欄は、総合評定値通知書の「経営状況」欄の「評点(Y)」欄に記載されている点数を上記①の区分により転記する。また「⑥or計」欄及び「計」欄も上記①の方法により記載してください。
- ④ 「その他の評価項目」欄は、総合評定値通知書の「その他の審査項目(社会性等)」欄の「評点(W)」欄に記載されている点数を上記①の区分により転記してください。また、「⑥or計」欄及び「計」欄も上記①の方法により記載してください。
- ⑤ 「元請完成工事高」欄は、総合評定値通知書の「元請完成工事高」欄に記載されている建設工事の種類別の元請完成工事高を、上記①の区分により転記してください。また、「⑥or計」欄及び「計」欄も上記①の方法により記載してください。

(8) **委任状** *行政書士等による代理申請の場合、正本を提出してください。

代理申請を行う場合は、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。委任状は、掲載している様式を使用し、必ず次の条件を満たしたものの正本を提出してください。

なお、行政書士法により、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成する業務を行うことができるのは行政書士に限られていますので、注意してください。

① 委任状の日付が申請日から3か月以内のもの。

② 委任の範囲が具体的に記載してあること。

※ただし、資格認定通知書の受領の権限を委任することはできません。

③ 受任者が行政書士の場合は、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。

④ 委任者の氏名、住所の記載及び押印、受任者の氏名、住所の記載があること。

3 外国事業者が申請する場合の提出書類等

(1) 申請書の「06 本社(店)住所」欄は、本社(店)の所在する国名及び所在地名を記載してください。なお、日本国内に連絡場所がある場合は、その所在地を欄外に記載してください。

(2) 申請書の「07 商号又は名称」欄は、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合は、略号の記載は不要です。

(3) 納税証明書は、証明書に代えて当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とします。

(4) 提出する書類等が、外国語で記載された事項は、日本語の訳文を添付してください。

(5) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合は、基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た邦貨額を記載してください。

4 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち登録の工事種類に係るものとします。